

医療法人の事業承継

～第7次医療法改正と平成29年度税制改正を踏まえて～

平成28年9月、第7次医療法改正の施行を受けて、医療法人の分割制度と新しいガバナンス制度がスタートしました。一方、平成28年12月、平成29年度税制改正の大綱が発表されました。両制度のインパクトは、医療法人の事業承継にとって、非常に大きなものとなっております。両制度を解説したうえで、今後の事業承継に取り組むべきポイントを解説します。また、親族内・親族外への事業承継を行うために、法的な観点から見た、備えておくべき点を弁護士より解説致します。

以下のご相談を多く頂いています。詳細はセミナーにてご紹介します!

- ▣ 親族内に後継者候補はいるが、どのタイミングで承継すべきか、迷っている。
- ▣ 複数の施設を運営しており、複数の意思決定者若しくは複数の後継者がいる。
- ▣ 後継者が不在である。

[第1部]

出資持分の承継

- ・ 社員と出資者との違い
- ・ 取り組むべきポイントと方向性
- ・ 平成29年度税制改正大綱の解説及びそれを踏まえた今年の取り組み方

【講師紹介】



日本経営グループ
ウィル税理士法人
社員税理士 吉岡 潤

平成15年日本経営グループに入社。入社より資産家や経営者の相続・承継に関する業務に従事している。医療法人の事業承継対応を全国で展開、北海道から九州までの医療法人に対応している。また、信託の活用に随一で、信託を組み込んで医療法人の経営者の相続対策に取り組んでおり、従来の手法では対応できない問題に対し、柔軟な解決方法を提案して高い評価を得ている。著者（経営者と不動産オーナーのための信託・相続）

[第2部]

事業承継における法的留意点

- ・ 医療法人の分割制度
- ・ 医療法人のM&Aとデューデリジェンス
- ・ 医療法人のガバナンス

【講師紹介】

西村あさひ法律事務所

パートナー 弁護士 鈴木 学
アソシエイト 弁護士 新保 勇一
アソシエイト 弁護士 俣野 紘平

事業再生を中心に企業法務全般を手がける。医療分野における事業再生、事業承継、M&A、ガバナンス、危機管理、紛争、親族・相続等々、医療機関やその経営者をめぐる法務全般の対策に注力している。



鈴木



新保



俣野

セミナー内容は多少変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

日 時

2017年3月11日 (土)
14:00～16:30 (開場13:30)

対 象

医療法人・診療所の理事長、理事及び事務長

会 場

西村あさひ法律事務所
大手門タワー10階 パレス

定 員

30名
申込み先着順ですでお早めにお申し込みください

参加費

無料

弁護士・税理士のご同業者の方については、参加をご遠慮いただいております

お申し込み (WEBサイトで「日本経営 セミナー」と検索し、お申し込みください)

資料のみのご請求はお断りしています。また、当日ビデオなどの録画・録音機の持ち込みはご遠慮願います。

FAXにてお申し込みの場合は、以下をご記入の上 **0120-85-2502** まで

東京開催

医療法人の事業承継 2017年3月11日 (土)			
貴社名		ご住所	
電話		FAX	
ご参加者様	(役職)	メールアドレス	@
ご参加者様	(役職)	メールアドレス	@

本申込書に記載いただいた個人情報についてはセミナーの受付管理事務・弊社からの各種ご案内等に利用し、その他の利用でご迷惑をおかけすることはありません。

【お問合せ先】 日本経営グループセミナー事務局 担当：小倉 〒561-8510大阪府豊中市寺内2-13-3 日本経営ビル
TEL:0120-65-1162 / FAX:0120-85-2502 E-mail:seminar@nkgr.co.jp

【会場地図】



〒100-8124 東京都千代田区 大手町1-1-2
大手門タワー 10階 パレスビュー